# 地域包括支援セン

# ·成年後見制度をご存知ですか?~

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどに より判断能力が不十分な方々に代わって、代理人(成年後見人 など)が財産管理や生活に必要な契約を行い、本人が安心して 生活できるように支援する制度です。

\*不動産や預貯金などの財産管理

- 例 \*介護サービスや施設入所に関する契約
  - \*本人が誤った判断で結んだ契約の取り消し など

## 成年後見制度を大きく分けると・

●判断能力が不十分になる前に → 任意後見制度 将来、判断能力が低下する前にあらかじめ「誰に」、「どの ような支援をしてもらうか を契約により決めておきます。

●判断能力が不十分になってから → 法定後見制度 家庭裁判所によって、選ばれた成年後見人などが本人の 利益を考えながら、本人を保護、支援します。



## 成年後見制度のおおまかな流れ

#### 任意後見制度

本人が任意後見 人を選任

公証人役場にて 任意後見契約を結ぶ

判断能力の低下

家庭裁判所へ 申し立て

利用開始

#### 法定後見制度

本人・四親等内の親族、市長(身寄り がない方) が家庭裁判所へ申し立て

事情聴取・調査など

裁判所による 後見人の決定

利用開始

相談や詳細については、下記へご連絡ください。

- ●小城・三日月地区の方 おたっしゃ本舗小城北 (小城市役所別館: 旧改善センター内) ☎73・2172
- ●牛津・芦刈地区の方 おたっしゃ本舗小城南(ひまわり内)☎66·6376
- ●小城市役所 福祉課(西館1階) **☎**37⋅6107